

## 「総務省テレビ受信者支援センター」の概要

### 1 今回業務開始するテレビ受信者支援センター

平成20年10月1日に設置及び業務開始するテレビ受信者支援センターは、次のとおりです。

なお、平成21年度には、各都道府県に少なくとも1か所の拠点を設置する予定です。

センターの名称	所在地等	担当地域
総務省 テレビ受信者 支援センター 統括本部	〒150-0047 渋谷区神山町16-2 電話：03-3468-7933	—
総務省 北海道地域 テレビ受信者 支援センター	〒060-0004 札幌市中央区 北4条西5-1-48 電話：011-271-3720	北海道
総務省 東北地域 テレビ受信者 支援センター	〒983-0035 仙台市宮城野区 日の出町1-5-33 電話：022-237-5301	青森県、岩手県、宮城県、秋 田県、山形県及び福島県
総務省 関東地域 テレビ受信者 支援センター	〒150-0047 渋谷区神山町16-2 電話：03-3468-7955	茨城県、栃木県、群馬県、埼 玉県、千葉県、東京都、神奈 川県及び山梨県
<b>総務省 信越地域 テレビ受信者 支援センター</b>	<b>〒380-0836 長野市南長野南県町 680番地 電話：026-235-1911</b>	<b>新潟県、長野県</b>
総務省 北陸地域 テレビ受信者 支援センター	〒920-0352 金沢市観音堂町子 18番地 電話：076-267-7800	富山県、石川県及び福井県
総務省 東海地域 テレビ受信者 支援センター	〒461-0005 名古屋市東区 東桜1-13-3 電話：052-954-5930	岐阜県、静岡県、愛知県及び 三重県
総務省 近畿地域 テレビ受信者 支援センター	〒540-0008 大阪市中央区 大手前4-1-20 電話：06-6937-3421	滋賀県、京都府、大阪府、兵 庫県、奈良県及び和歌山県
総務省 中国地域 テレビ受信者 支援センター	〒730-0037 広島市中区中町6番30号 電話：082-249-7447	鳥取県、島根県、岡山県、広 島県及び山口県
総務省 四国地域 テレビ受信者 支援センター	〒790-0021 松山市真砂町119番地 電話：089-943-6011	徳島県、香川県、愛媛県及び 高知県

総務省 九州・沖縄地域 テレビ受信者 支援センター	〒810-0005 福岡市中央区 清川1-9-19 電話：092-531-2291	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
総務省 九州・沖縄地域 テレビ受信者支援センター（熊本分室）	〒860-0806 熊本市花畑町2-15 電話：096-325-6255	熊本県

（お問合せに当たっての留意事項）

テレビ受信者の皆様からのお問合せには、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」（地デジコールセンター）において一括して受け付けます。

**総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター**  
**（地デジコールセンター）**

（電話）0570-07-0101

（受付時間）平日 9時～21時  
土日・祝日 9時～18時

（地デジコールセンターとテレビ受信者支援センターは、相互に連携・協力の下、地上デジタル放送の普及推進を図ります。）

## 2 業務の概要（平成20年度）

テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の皆様に円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

- (1) 受信相談への対応
  - ・デジタル化対応に当たっての個別・専門的な相談への対応
  - ・受信方法の助言
  - ・混信等、原因の特定が困難な相談への訪問を含めた対応
- (2) 周知広報、説明会の開催
  - ・地域の広報紙を利用等した周知広報
  - ・地域での集会やイベントの場を利用した説明会の開催
- (3) 共聴施設のデジタル化対応の働きかけ
  - ・共聴施設の管理者や管理会社等へのデジタル化改修の働きかけ
  - ・共聴施設利用者への説明
- (4) 受信状況の調査
  - ・混信や難視等の受信状況の調査
  - ・調査結果を基に、放送事業者等関係機関への対策検討の要請及び受信相談対応への反映
- (5) その他
  - ・総務省の各総合通信局等、放送事業者、地方公共団体その他関係の機関・団体等との連携・協力の下、地上デジタル放送を普及推進。